

第2章 施策の展開方向

基本目標1 自然環境と調和するうるおいのある都市

●基本方針1 自然環境の保全・再生・利活用の推進

1) 市民の意見

No.	市民と委員の意見の方向	反映した施策
1	自然環境の保全	◎環境保全の推進
2	生物多様性の実現	
3	自然と調和した農業の推進	◎自然と調和した農業の推進
4	耕作放棄地等の有効利用の推進	

2) 基本方針

野田市は、利根川、江戸川、利根運河に囲まれた水辺環境に恵まれた土地であり、大規模な農地や雑木林が広がる豊かな自然環境を有しています。これまでも、江川地区においてコウノトリをシンボルとした自然、生物多様性^{※1}の保全、再生に取り組んできました。今後も、みどり豊かな自然環境を守り育み、生物多様性の保全、再生、利活用を一層推進します。

農業に関しては、有機堆肥の利用促進や減農薬、減化学肥料による農産物の生産を進め、環境保全型農業を推進するとともに、野田市産の農産物のブランド価値を高め、野田市独自の農業の展開を図ります。また、耕作放棄地が増加している現状を鑑み、農業体験等を通じた交流拠点づくりや観光資源としての活用等、農地の維持活動を推進します。

3) 施策の体系

基本方針	施策	主な事業
■自然環境の保全 ・再生・利活用の推進	◎環境保全の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・生物多様性の保全 ・みどりの基本計画の策定 ・江川地区自然環境の保護 ・中央の杜の保全 ・市民の森の保全 ・ふるさと花づくり運動 ・グリーントラストバンク ・三ツ堀里山自然園の管理運営 ・環境保全型農業の推進 ・園芸用廃プラスチックの適正な回収と処理 ・水質保全対策の推進
	◎自然と調和した農業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・農産物ブランド化（枝豆、黒酢米等）の推進 ・環境保全型農業の推進 ・市民農園設置の推進 ・遊休農地の集約の推進

※1 生物多様性…多くの生き物がお互いに関わり合いながら、様々な環境に合わせて、生存していること。

4) 施策の内容

◎環境保全の推進

みどりに代表される野田市の豊かな自然環境は、市民の愛着を生み出している貴重な市民共有の財産であり、今後のまちづくりに当たってもその保全に努めることが重要です。川や池沼等を含めた豊かな自然環境を保全し、活かすことにより、潤いや安らぎ等の精神的な豊かさを実感できる個性的な魅力づくりを行い、次世代に引き継ぐまちづくりを推進します。

そのため、生物多様性の戦略の下、市内全域にわたる生物多様性の保全と回復に関する取組を計画的に進めるとともに、自然再生のシンボルとして、かつて国内各地で見られ、里山の田んぼの食物連鎖の頂点に位置していたコウノトリの保護増殖、更に野生復帰を目指します。コウノトリも棲める環境は、餌となる多くの生き物を育むとともに、人間にとっても安全、安心に暮らせる環境といえます。野生復帰の推進により、これまでの自然再生、生物多様性の取組を更に広げ、地域経済の活性化を踏まえた自然と共生する地域づくりを進めます。

また、みどりの基本計画を策定するとともに、野田市におけるみどりのシンボルとして位置付けられている中央の杜を保全し、減少する貴重なみどりに対して、みどりの活用と保全を図るため、市民の森、三ツ堀里山自然園、江川地区の周辺斜面林等の保全を推進します。

さらに、市民参加によるふるさと花づくり運動やみどりのふるさとづくり実行委員会の活動を中心としたグリーントラストバンク^{※1}を推進し、市民と行政が連携して緑化活動等の促進・普及を始めとする自然環境保全のための取組を積極的に進めます。加えて、貴重な自然資源である池沼等の保全を図るため、自然保護団体への支援を行います。

農薬や化学肥料の使用等による環境負荷の軽減を目指した環境保全型農業の実現に向け、畑及び水田での有機堆肥の利用を促進し、併せて玄米黒酢農法^{※2}を始めとした減農薬及び減化学肥料による農産物の生産を進めます。さらに、農業用水の水質改善を図るとともに、地域における農地の維持活動を積極的に推進します。

【主な事業】

- ・生物多様性の保全
- ・みどりの基本計画の策定
- ・江川地区自然環境の保護
- ・中央の杜の保全
- ・市民の森の保全
- ・ふるさと花づくり運動
- ・グリーントラストバンク
- ・三ツ堀里山自然園の管理運営
- ・環境保全型農業の推進
- ・園芸用廃プラスチックの適正な回収と処理
- ・水質保全対策の推進

^{※1}グリーントラストバンク…みどりの減少を防ぐため、市民が協働でみどりのふるさとづくりのための活動を行い、みどりを保全すること。

^{※2}玄米黒酢農法…酢酸が持っている殺菌効果により病原菌を減少させ、水稻が玄米黒酢に含まれるアミノ酸等の成分を吸収し、強く健やかで病気に負けない株を育成することを目的とした農法で、米の収量増加・食味や保存性の向上・いもち病予防の効果があるとされる。

【市民等に期待される役割】

- ・みどりのふるさとづくり実行委員会や身近な緑化等自然環境保全のための活動への積極的な参加

◎自然と調和した農業の推進

玄米黒酢農法による米づくりを始めとした減農薬及び減化学肥料の取組を市内全域で推進し、コウノトリを頂点とする生物多様性の取組に資するとともに、安全、安心な農産物としてのブランド化を図ります。

また、農地中間管理機構^{※1}を活用して農地の集約と担い手への集積を進め、遊休農地の解消を図ります。

【主な事業】

- ・農産物ブランド化（枝豆、黒酢米等）の推進
- ・環境保全型農業の推進
- ・市民農園設置の推進
- ・遊休農地の集約の推進

【市民等に期待される役割】

- ・野田市固有のブランド構築への理解と協力
- ・市民農園や体験プログラム等への積極的な参加

5) 指標・目標値

◎環境保全の推進

指標	指標の説明	基準値 (平成 25 年度)	目標値 (平成 34 年度)	目標値 (平成 42 年度)
地区指定率	野田市貴重な野生動植物の保護のための樹林地の保全に関する条例に基づき、江川地区の地区指定対象面積約 163,000 m ² の地区指定率の向上を図ります。	43%	52%	60%
「みどりのふるさとづくり実行委員会」による苗木配布・拠点植樹数（累計）	市の人口が 12 万人に達したことを契機に、一人 1 本の植樹を行うことを目標に、苗木配布や拠点植樹を行ってきましたが、更にみどりの増加を図ります。	153,500 本	167,000 本	179,000 本

◎自然と調和した農業の推進

指標	指標の説明	基準値 (平成 25 年度)	目標値 (平成 34 年度)	目標値 (平成 42 年度)
玄米黒酢農法による水稻の作付面積割合	玄米黒酢農法による減農薬への取組を推進するため、作付面積割合を指標とします。	50%	77%	100%

^{※1} 農地中間管理機構…担い手への農地集積・集約化を図るため、農地所有者と農業経営者の間に立ち農地の中間的な受皿となる組織で、各都道府県に 1 つ指定され、農地の集団化、経営規模の拡大、新規参入を進める。

●基本方針 2 循環型社会の推進

1) 市民の意見

No.	市民と委員の意見の方向	反映した施策
5	意識啓発や市民参画による不法投棄対策の推進	◎不法投棄の撲滅・環境美化の推進
6	環境美化・マナー意識の向上	
7	ごみの出し方・回収方法等の改善	◎ごみの減量・リサイクルの推進
8	新清掃工場の整備・充実	
9	再生可能エネルギーの活用による地域活性化	◎再生可能エネルギーの利活用

2) 基本方針

野田市は、これまで廃棄物の減量化、リサイクル化及び不法投棄対策について取り組んできており、清潔で快適な都市環境の実現に向けて、引き続き、廃棄物等の適切な処理を進めます。効果的な情報提供、意識啓発や地域清掃の促進、分別収集の徹底等、3R^{※1}（リデュース、リユース、リサイクル）を市民や事業者と協働^{※2}、連携して推進し、更なる循環型社会の実現を図ります。

また、東日本大震災に起因する福島第一原子力発電所の事故は、日本のエネルギー政策に大きな影響を及ぼしており、太陽光等の再生可能エネルギー^{※3}に対する関心が高まっています。このような機会を捉えて、再生可能エネルギーの利活用に引き続き取り組みます。

3) 施策の体系

基本方針	施策	主な事業
■循環型社会の推進	◎不法投棄の撲滅 ・環境美化の推進	<ul style="list-style-type: none"> 環境美化意識の啓発 ゴミゼロ運動等の環境美化活動の推進 不法投棄パトロールの強化
	◎ごみの減量・リサイクルの推進	<ul style="list-style-type: none"> ごみの減量・分別排出の推進 資源回収・リサイクル化の促進 一般廃棄物処理基本計画の推進 一般廃棄物最終処分場の確保 新清掃工場の整備
	◎再生可能エネルギーの利活用	<ul style="list-style-type: none"> 再生可能エネルギーの利活用の検討 住宅用省エネルギー設備補助事業

※1 3R…リデュース（Reduce）、リユース（Reuse）、リサイクル（Recycle）の頭文字を表したもの。優先順位として、まず「ごみ」の発生抑制（リデュース：Reduce）を図り、続いて「ごみ」にせず再利用する（リユース：Reuse）、さらに、どうしても「ごみ」として排出するものについては、分別排出により再資源化する（リサイクル：Recycle）となる。

※2 協働…住民、企業、行政などが各々の目的の実現に当たり、共通する取組や事業について対等な立場で役割や責任などを分担し、協力して推進すること。

※3 再生可能エネルギー…エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律において、エネルギー源として持続的に利用することができるものと認められるものとして、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱その他の自然界に存する熱、バイオマスが設定されている。

4) 施策の内容

◎不法投棄の撲滅・環境美化の推進

清潔で快適な生活環境を確保するため、市内の道路、河川等に不法投棄されたごみや空き缶等の清掃について、市民等の協力を得ながら実施しているゴミゼロ運動や江戸川クリーン大作戦、地域において自治会等が実施する環境美化運動の拡充を検討します。また、野田市ポイ捨て等禁止及び環境美化を推進する条例に基づき、各種施策を推進します。

不法投棄対策については、実施中の施策を見直すとともに、新規施策を検討の上、導入します。

【主な事業】

- ・環境美化意識の啓発
- ・ゴミゼロ運動等の環境美化活動の推進
- ・不法投棄パトロールの強化

【市民等に期待される役割】

- ・環境美化意識の高揚
- ・ゴミゼロ運動等の環境美化活動への積極的な参加

◎ごみの減量・リサイクルの推進

循環型社会を目指し、廃棄物減量等推進員を中心としたごみの減量活動や市民の理解と協力により、ごみの減量・分別排出・資源回収を推進し、確実にごみ量が削減されていましたが、平成 24 年度については一人1日当たりの排出量が増加に転じてしまいました。野田市一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）では、新清掃工場の建設を見据えて、建設地の地元負担軽減のため、ごみの減量化施策によって、施設規模の縮小を進めることを定めています。具体的な減量目標値として、目標年度である平成 33 年度には基準年度である平成 22 年度に対して一人1日当たりの排出量の 30%削減を掲げています。

目標達成に向けて、ごみ減量施策について廃棄物減量等推進審議会に諮りながら、市民・事業者・行政が一体となって施策を実施する必要があります。特にごみ量増加の一因である事業系ごみの排出抑制に向けて、引き続き、事業者に対して指導強化を行い、ごみの減量化を図ります。また、廃棄物の安定的な処理を図るためには、自区内処理を完結することが必要であることから、今後も一般廃棄物最終処分場の確保に努めます。

新清掃工場については、建設地周辺の環境保全に十分配慮するため、施設のコンパクト化と公害防止等の環境対策を徹底するとともに、市民に対し健康な生活を支える重要な基盤施設であることの理解を得ることに努めます。

【主な事業】

- ・ごみの減量・分別排出の推進
- ・資源回収・リサイクル化の促進
- ・一般廃棄物処理基本計画の推進
- ・一般廃棄物最終処分場の確保
- ・新清掃工場の整備

【市民等に期待される役割】

- ・3R（リデュース、リユース、リサイクル）の促進
- ・家庭や事業者から排出されるごみの減量、分別等の徹底

◎再生可能エネルギーの利活用

東日本大震災と福島第一原子力発電所の事故を契機に、再生可能エネルギーを活用した自立・分散型エネルギーの導入等による「災害に強く、低炭素な地域づくり」が国を挙げての課題となっています。野田市では、公共施設における省エネルギー化に取り組むとともに、再生可能エネルギーの推進を検討します。

また、温室効果ガス^{※1}の排出による温暖化問題は、地球的規模で影響する環境問題として、国や地方自治体、事業者、国民等が一体となって温室効果ガスの削減に取り組んでいます。その取組の一環として、二酸化炭素の排出量の削減を進めるため、環境に配慮したエネルギー源の利用促進に取り組んでおり、住宅用太陽光発電システムを始めとする、再生可能エネルギー等を利用した住宅用省エネルギー設備の普及拡大に向けて、住宅用省エネルギー設備設置補助金を交付しています。

しかし、本制度は、国・県の補助事業の継続等について先行きが不明瞭であり、また、設備の技術的進歩や普及拡大により、設備の設置単価が低廉化していることから、当面は補助制度を継続し、国や県の動向を見極め、本制度や支援の在り方を検討します。

【主な事業】

- ・再生可能エネルギーの利活用の検討
- ・住宅用省エネルギー設備補助事業

【市民等に期待される役割】

- ・再生可能エネルギーに対する理解の促進
- ・再生可能エネルギー活用の推進

5) 指標・目標値

◎不法投棄の撲滅・環境美化の推進

指標	指標の説明	基準値 (平成 25 年度)	目標値 (平成 34 年度)	目標値 (平成 42 年度)
環境美化区域の指定数（累計）	指定区域を増やすことにより、地域が一丸になり、ポイ捨ての防止・ごみの収集等を実施することにより、快適な生活環境を保ちます。	8 箇所	20 箇所	28 箇所
不法投棄ごみの処理量	様々な施策を実施して、不法投棄ごみの収集（持込）量を減らすことを指標とします。	133.4 t	70 t	50 t

※1 温室効果ガス…二酸化炭素、メタン、フロンガスなどの赤外線を吸収する能力をもつ気体のこと。この気体が大気中に存在すると、地表面からの赤外線をいったん吸収し、熱として地表面に放射する。日射に加えて、こうした加熱があるため、地表付近はより高い温度となり、温室効果がもたらされる。

◎ごみの減量・リサイクルの推進

指標	指標の説明	基準値 (平成25年度)	目標値 (平成34年度)	目標値 (平成42年度)
一人1日当たり のごみ排出量	循環型社会を構築して、環境への負荷ができる限り低減される社会への更なる推進を図るためには、ごみの発生量を減らすことが重要であるため、人口変動に影響を受けない一人1日当たりのごみ排出量を指標とします。	649g	447g	逡減

◎再生可能エネルギーの利活用

指標	指標の説明	基準値 (平成25年度)	目標値 (平成34年度)	目標値 (平成42年度)
屋根貸し事業実 施件数(累計)	屋根貸し事業については、か所数及び棟数を目標値としま す。	0か所 0棟	18か所 37棟	同左 同左

●基本方針 3 生活環境の整備

1) 市民の意見

No.	市民と委員の意見の方向	反映した施策
10	環境汚染等への適切な対応	◎環境汚染・公害等への対応
11	ごみ焼却等による煙害の防止	
12	騒音・振動等への対応	
13	上水道の整備促進による快適で安全な暮らしの確保	◎上下水道の整備促進
14	公共下水道の整備促進	
15	浸水被害の起きない快適な住環境が確保されるまちづくり	
16	水の浄化と浄化槽の適正管理の推進	◎水質の浄化・浄化槽の適正管理

2) 基本方針

野田市では、都市化の進展や交通量の増大等により、騒音や振動、水質汚濁、VOC※1等による大気汚染といった問題が顕在化しており、このような公害等の抑制に引き続き取り組みます。また、安全で安定した生活用水の供給や河川、水路等の水質の保全をするため、上下水道の整備を進めます。

気候変動等による集中豪雨の多発、都市化の進展による雨水流出量の増大等による内水氾濫の被害リスクが高まっていることから、浸水被害軽減に向けた総合的な浸水対策を進めます。

下水道計画区域外の地域では、浄化槽の適正管理により生活排水処理を進め、公共用水域※2の水質保全に取り組みます。

3) 施策の体系

基本方針	施策	主な事業
■生活環境の整備	◎環境汚染・公害等への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・大気環境の保全 ・騒音・振動・悪臭の防止 ・環境基本計画の推進 ・放射性物質除染業務

※1 VOC…揮発性有機化合物（Volatile Organic Compounds）の略称で、塗料、印刷インキ、接着剤、洗浄剤、ガソリン、シンナー等に含まれるトルエン、キシレン、酢酸エチル等が代表的な物質

※2 公共用水域…水質汚濁防止法によって定められる、沿岸海域・湖沼・河川等の水域と水路のこと。主に利根川や江戸川の河川と、これにつながる側溝やかんがい用水路のことをいう。

基本方針	施策	主な事業
	◎上下水道の整備促進	<ul style="list-style-type: none"> ・浄・配水施設整備の推進 ・広報・PRの実施 ・公共下水道の整備 ・利根運河の水質保全 ・くり堀川の整備 ・三ヶ尾川（仮称）の整備 ・阿部沼第1排水区六丁四反水路の整備 ・柏寺落とし堀水路の整備 ・排水路の整備・管理 ・地域排水の整備
	◎水質の浄化・浄化槽の適正管理	<ul style="list-style-type: none"> ・水質環境の保全 ・地質環境の保全 ・合併処理浄化槽の設置促進

4) 施策の内容

◎環境汚染・公害等への対応

野田市環境基本条例に示された基本理念の実現に向けて、市民、事業者及び市が協働して環境を保全及び創造し、環境への負荷の少ない持続可能なまちづくりを実現するため、野田市環境基本計画に基づき、調査・監視等の施策を展開します。

大気環境の保全では、大気環境の測定、監視を定期的、計画的に実施し、大気汚染物質を排出する工場等に対し、監視、指導、啓発を行います。また、市内の産業廃棄物焼却処理施設に起因する大気汚染健康問題についても、24時間体制での監視等を継続するとともに、住民の健康被害解消に向け、全力で取り組みます。

騒音・振動・悪臭の防止では、騒音規制法、振動規制法及び野田市環境基本条例に基づき、事業者の監視・指導の強化のため、関係機関との連携の下、騒音や振動の調査、事業所への立入検査を実施し、騒音等の規制を継続します。

放射性物質の除染では、野田市放射性物質除染計画に基づき、平成25年5月に全ての公共施設及び戸建住宅等の敷地の除染が完了し、事後モニタリングを実施しています。なお、局所的に再び除染基準値を上回る可能性もあることから、事後モニタリングと併せて、市民への放射線量測定器の貸出しや自治会を対象とした放射線量の測定支援を継続し、市基準値以上の場合は、随時除染を実施します。

【主な事業】

- ・大気環境の保全
- ・騒音・振動・悪臭の防止
- ・環境基本計画の推進
- ・放射性物質除染業務

【市民等に期待される役割】

- ・環境に配慮したライフスタイルの構築
- ・市内の騒音・振動・悪臭等に関する監視

◎上下水道の整備促進

市民に安全な水を安定的に供給するため、浄・配水施設については、日常点検により適正な維持管理を継続するとともに、経年劣化による機能性低下を解消するため、計画的な更新事業を推進し、長寿命化を図ります。水道管が行き届かない未整備地区においては、市民から要望のある地域について優先的に整備を進め、待機期間の短縮に努めるとともに、普及率の向上を目指し、加入促進を図りながら計画的に整備を進めます。災害時等における迅速な情報提供を始めとし、日常における様々な情報提供として、水道事業の経営状況の明確化、水道水の安全性、水資源の重要性等を周知するため、あらゆる機会を活用し、広報・PRに努めます。

市民の良好な生活環境を確保するため、公共下水道の整備を推進し、河川・水路等の水質の保全、浸水常襲箇所の解消に努めます。

公共用水域の水質保全や排水不良地区解消のため、下水道計画と並行して河川・排水路の整備等、重点的な排水対策を推進します。また、近年の異常気象に伴うゲリラ豪雨等の浸水被害を軽減するため、河川、水路での対策、流域での対策（調整池、雨水貯留浸透の推進）、低地地域保全対策（内水排除施設(側溝整備等)）、遊水機能保全対策（緑地の保全）、雨水利用の促進等、地域（流域）に応じた総合的な対策を行います。

【主な事業】

- ・ 浄・配水施設整備の推進
- ・ 広報・PRの実施
- ・ 公共下水道の整備
- ・ 利根運河の水質保全
- ・ くり堀川の整備
- ・ 三ヶ尾川（仮称）の整備
- ・ 阿部沼第1排水区六丁四反水路の整備
- ・ 柏寺落し掘水路の整備
- ・ 排水路の整備・管理
- ・ 地域排水の整備

【市民等に期待される役割】

- ・ 老朽化する浄・配水施設の整備への理解と協力
- ・ 水資源の重要性、節水等への理解
- ・ 公共下水道の整備への理解と有効活用

◎水質の浄化・浄化槽の適正管理

水質・地質環境保全のため、規制基準を守ることはもとより、生活環境への影響を考えた保全活動を通して、水質・地質環境等を健全な状態に保持することにより、人の健康保護及び生活環境の保全を図ります。

環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、野田市環境基本計画に基づき、調査・監視等の施策を展開します。

水質環境の保全では、野田市周辺の利根川、江戸川、利根運河における、人の健康の保護に関する基準と生活環境の保全に関する環境基準が定められており、市内の公共用水域についての水質汚濁状況を把握する必要があるため、排水路の水質調査を定

期的に行っています。しかし、いまだに河川の環境基準の超過が見られることから、更なる水質浄化を進めるため、公共下水道の整備等を進めるとともに、排水路の水質調査を継続的に実施します。また、公共下水道計画区域外の地域についても、し尿と生活排水を処理するため合併浄化槽の設置を促進し、浄化槽の適正維持管理の啓発を行います。

地質環境の保全では、工場、事業場の排水等に含まれる化学物質から引き起こされた地下水の環境基準の超過が確認されていることから、毎年、市内全域を2キロメートル四方に区分し、任意抽出した35か所の民間井戸を対象に有機塩素系化合物（トリクロロエチレン等）について調査・分析を実施しています。地下水汚染が確認された場合には、汚染検出井戸の周辺井戸を調査する追跡調査や汚染検出井戸等の継続的なモニタリングの調査と浄化対策等を実施しており、年々、環境基準を超過する井戸が減少しています。今後も地下水汚染調査を継続し、汚染発生源の究明や浄化対策等に取り組みます。

【主な事業】

- 水質環境の保全
- 地質環境の保全
- 合併処理浄化槽の設置促進

【市民等に期待される役割】

- 浄化槽の適正利用及び管理

5) 指標・目標値

◎環境汚染・公害等への対応

指標	指標の説明	基準値 (平成25年度)	目標値 (平成34年度)	目標値 (平成42年度)
環境汚染・公害等の苦情及び指導件数	大気・騒音・振動・悪臭等公害及び環境汚染に係る対応状況について、市民等からの苦情及び指導件数を指標とします。	117件	67件	54件
温室効果ガス排出量	市の事務や事業を通して排出されるCO2の量	21,464 t	18,800 t	逡減

◎上下水道の整備促進

指標	指標の説明	基準値 (平成25年度)	目標値 (平成34年度)	目標値 (平成42年度)
上水道の普及率	総人口（行政区域内人口）に対する上水道を利用している人口の比率で、上水道の普及状況を測る指標です。	96.2%	97.2%	98%
公共下水道（汚水）の普及率	総人口（行政区域内人口）に対する公共下水道（汚水）の使用可能人口の比率で、公共下水道（汚水）の普及状況を測る指標です。	63.3%	70.7%	76.7%

指標	指標の説明	基準値 (平成 25 年度)	目標値 (平成 34 年度)	目標値 (平成 42 年度)
公共下水道（雨水）の整備率	浸水常襲箇所解消に向けて、整備延長ベースで雨水幹線がどの程度整備されたかの進捗度合いを測る指標です。 <ul style="list-style-type: none"> 南部 4 号幹線 南部 1 号幹線 阿部沼 1 号幹線 五駄沼幹線 	14.6%	34.9%	57.7%
	浸水常襲箇所解消に向けて、整備面積ベースで調整池がどの程度整備されたかの進捗度合いを測る指標です。 <ul style="list-style-type: none"> 阿部沼調整池 	0%	58.3%	100%
くり堀川整備率（河川）	公共用水域の排水不良地区解消のため、整備延長ベースで河川がどの程度整備されたかの進捗度合いを測る指標です。 <ul style="list-style-type: none"> くり堀川整備 	72.3%	95.8%	100%
排水整備率（水路）	公共用水域の排水不良地区解消のため、整備延長ベースで水路がどの程度整備されたかの進捗度合いを測る指標です。 <ul style="list-style-type: none"> 六丁四反水路整備 柏寺排水路整備 蕃昌宮前排水路整備 	61.4%	100%	—
排水整備率（調整池）	公共用水域の排水不良地区解消のため、整備面積ベースで調整池がどの程度整備されたかの進捗度合いを測る指標です。 <ul style="list-style-type: none"> 六丁四反調整池整備 	2.7%	93.5%	100%

◎水質の浄化・浄化槽の適正管理

指標	指標の説明	基準値 (平成 25 年度)	目標値 (平成 34 年度)	目標値 (平成 42 年度)
合併浄化槽設置数（累計）	対象区域において合併処理浄化槽設置者に補助金を交付します。	1,219 基	1,400 基	1,560 基